

令和3年度

第5回定例農業委員会会議録

令和3年8月20日 開催

令和3年8月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和3年度 第5回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第9号

令和3年度 第5回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和3年8月20日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和3年7月20日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和3年8月20日 午前 9時00分

閉会 令和3年8月20日 午前 11時15分 (会期1日)

第1日目(8月20日)

出席委員 18名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	森 健人	12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
		13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 20名参加

昭和1	富野 正行、	昭和1	藤川 清徳、	昭和2	大野 均、	昭和2	植田 明美
陶	福家 重夫、	陶	大芝 博信、	陶	福家 棟貴、	陶	原 拓也
滝宮1	津村 剛志、	滝宮2	松内 利和、	羽床1	宮本 清信、	羽床2	楠原 徳大
粉所	山地 康弘、	粉所	石丸 勝彦、	西分	岡田 行夫、	山田1	山口 守
山田2	橋川 正廣、	山田3	長川 富雄、	羽床上	泉谷 幸一、	羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員

7番 佐藤 裕子 委員、 8番 笹川 武義 委員

欠席

6番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起 副主幹 大林 栄司

傍聴人 0人

議事日程

令和 3 年 8 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 7 議案第 5 号 現況証明（農委分）について
- 第 8 議案第 6 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 10 議案第 8 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 11 議案第 9 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 12 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 13 報告第 2 号 農地法第 4 条許可処分取消について

令和 3 年 8 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 3 年度第 5 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、6 番 福家 範行 委員の 1 名です。よって、農業委員出席者は、18 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、7 番 佐藤 裕子 委員、8 番 笹川 武義 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について事務局より説明願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、6 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化による経営縮小を考えていたところ、経営規模

の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は7,435 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

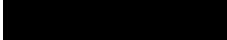
取得後の営農計画としては、苺です。

譲受人の農作業歴としては、3年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、軽バン1台を所有しています。また、苺の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

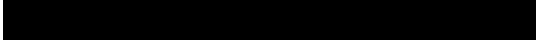
対象農地までの通作距離は200m、徒歩で3分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

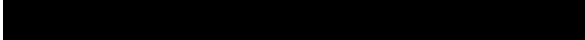
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

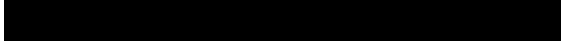
議案第1号-2

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人が労力不足により農地の処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は7,319 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

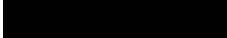
取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、54年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、トラック1台を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

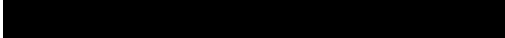
対象農地までの通作距離は100m未満、徒歩で1分未満と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

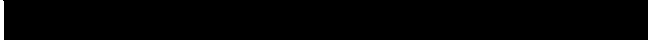
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

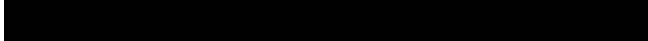
議案第1号-3

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は現在譲受人が借り受けて耕作しており、農業廃止を考えていた譲渡人と経営規模の拡大を考えていた譲受人の間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は15,196 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適

切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、これまでと同じく苺です。

譲受人の農作業歴としては、13年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター1台、田植機1台、トラック2台、納屋200㎡を所有しています。また、苺の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は300m、トラックで1分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

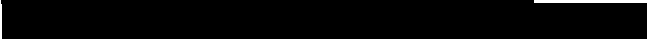
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

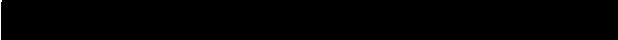
議案第1号-4

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は現在譲受人が借り受けて耕作しており、農業廃止を考えていた譲渡人と経営規模の拡大を考えていた譲受人の間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は3,384㎡で、下限面積である4,000㎡を超えていませんが、許可の例外として「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであることが認められること」との項目があり、譲受人が栽培している苺は単位面積からの収益が高く集約的な農業であると認められるため、問題ないものと考えます。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、これまでと同じく苺です。

譲受人の農作業歴としては、5年、農作業の従事日数は、350日で、機械の所有状況については、耕運機1台、軽トラック1台をリースしています。また、苺の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は18km、車で25分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

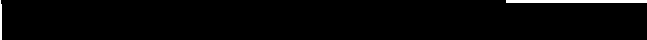
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

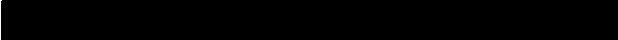
議案第1号-5

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は現在譲受人が借り受けて耕作しており、農業廃止を考えていた譲渡人と経営規模の拡大を考えていた譲受人の間で、意見が合致し申請に至ったも

のです。

譲受人の経営面積は3,980 m²で、下限面積を下回っていますが、譲受人が栽培している作物が苺であるため、例外的に許可できるものと考えます。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。


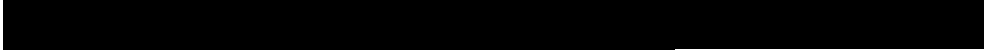
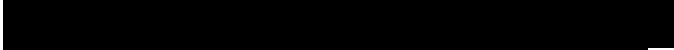

取得後の営農計画としては、これまでと同じく苺です。

譲受人の農作業歴としては、8年、農作業の従事日数は、350日で、機械の所有状況については、トラクター1台を所有しています。また、苺の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は800m、徒歩で5分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-6

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、労働力不足により農地の処分を考えていた譲渡人と、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は17,621.64 m²で、下限面積を超えております。現所有農地については、一部第三者への貸付地がありますが、貸付地は住所から離れた農地であり、自身では効率的に営農できないため効率的に営農できる者に貸し付けているものです。その他の農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、麦です。

譲受人の農作業歴としては、40年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、トラック1台を所有しています。また、麦の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は350m、徒歩で3分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、今月は6件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 4 条の規定による許可申請について、説明します。今月は 3 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

併用地の [REDACTED] は、議案第 3 号案件第 8 号農地法 5 条申請が出されている土地です。

申請者： [REDACTED]

用途： 農家住宅

施設の概要： 物置平屋建 2 棟 44.61 m²

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請者は、30 年以上前より道路からの段差がなく機械などの出し入れをするのに便利であったため農業用の物置を建築し利用してきました。

後の農地法 5 条の申請地に関して相談があった際に、調査したところ無断転用が発覚し、是正を求めているものです。

反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う計画は無し

【期間】 平成元年以前

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません

【排水】 雨水：南側水路へ放流

汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-2

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 1 種農地

併用地： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

用途： 一般個人住宅

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 88.25 m²

申請事由： 住宅拡張

説明：【理由】 申請地は、平成 29 年 3 月に土地改良法による換地処分が行われた第 1 種農地

ていたものです。

十分に反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う資金計画は無し

【期間】 平成 22 年年頃（納屋の増築）、平成 27 年頃（事務所の設置）

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません

【排水】 雨水：西側水路へ放流

汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請について、説明します。今月は 8 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面：

権利設定： 賃貸借権設定

申請地：

地 種： 第 3 種農地（土地計画法による用途地域指定 第一種住居地域）

併用地：

譲渡人：

譲受人：

用途： 駐車場・資材置場

施設の概要： 露天資材置場・駐車場

申請事由： 資材置場・駐車場

説明：【理由】 申請人は、に主たる事務所を置き、建築・土木などの設計、施工請負並びに管理を営む法人です。

新設工事に伴う既存の資材置場・駐車場の用地買収があり用地が不足することと、事業規模拡大に伴い手狭となっていたことから、北に隣接する土地において、土地の地権者との間で賃貸借契約を締結し、既存施設の拡張を行う計画を立て、申請に及んだものです。

内容は、既存の資材置場約 500 m²と車両 36 台分の駐車スペース及び通路です。

【資金】 土地代 120 万円/年 造成費 400 万円、建築費 0 万円

自己資金 520 万円/初年度、借入金 0 万円

【期間】 令和 3 年 10 月 1 日（許可後）～令和 4 年 1 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.05～0.60m、 切土 なし
コンクリート擁壁 H=0.5～1.0m

【排水】 雨水：溜枡を設置し北側水路へ排水、 汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-2

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 3 種農地（第二種中高層住居専用地域）

併用地： 地先の農道水路など 750.46 m²

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅用地 24 区画

申請事由： 宅地分譲

説明：【理由】 申請人は、 に主たる事務所を置き平成 29 年に設立、宅地建物取引業を主に営む法人です。

近年、 で開発が進み、住宅の需要があるとの不動産情報を得たことから土地所有者と売買契約を整え転用申請に及んだものです。

【資金】 土地代 8,200 万円 造成費 7,500 万円、建築費 0 万円
自己資金 0 万円、借入金 1 億 5,700 万円

【期間】 令和 3 年 11 月 1 日（許可後）～令和 4 年 5 月 30 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.31～1.93m
コンクリート擁壁 H=0.30～2.10m

【排水】 雨水：溜枡を設置し北側水路へ放流、 汚水：公共下水道へ接続

【他法令許可】 開発許可（協議中）

法定外公共物払下げ協議（協議中）

町道・県道工事許可など調整中

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-3

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 道路

申請事由： 宅地進入路

説明：【理由】 申請人は、譲渡人名義の住宅を購入しようとしていたところ、宅地への進入路が農地であるので、現状を是正するために申請に及んだものです。

昭和 63 年頃からもともとあった道路を拡幅したもので、譲渡人が令和元年に相続手続きを行うまで知らなかったものです。

被相続人が行ったものとは言え、農地法の手続きを経ずに転用してしまったことを反省し、始末書も添付されていることから追認許可はやむを得ないものと考えます。

【資金】 土地代 10 万円 造成費 0 万円、建築費 0 万円
自己資金 10 万円、借入金万円

【期間】 昭和 63 年頃

【造成】 本申請に伴う新たな造成はなし

【排水】 雨水：東側水路へ直接放流、 汚水：なし

【他法令許可】 なし

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-4

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権設定

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 139.94 m²

申請事由： 非農家自己住宅

説明：【理由】 申請人は借家で妻と子ども 2 人の 4 人で同居していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたことと、実家の近くで農作業を補助しながら両親の面倒を見ることを考え、祖父が所有する近くの農地に分家住宅を計画したものです。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 200 万円、建築費 2,400 万円
自己資金 0 万円、借入金 2,600 万円

【期間】 令和 3 年 10 月 10 日～令和 4 年 3 月 30 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.5m、コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：溜枡を設置し北側水路へ放流、汚水：合併浄化槽を設置

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-5

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 再エネ発電設備

施設の概要： 太陽光パネル平屋建 18 棟（516 枚）843.73 m²、引込柱 2 本 0.03 m²
合計 843.76 m²

申請事由： 太陽光発電施設

説明：【理由】 申請人は、に主たる事務所を置き、平成 25 年に設立、塗装業、住宅のリフォームなどを主に営む法人です。事業の多角化及び事業拡大考えていたところ、高齢で管理が出来ずに休耕地となっており、後継者もなく苦慮していた譲渡人と、面積、日照時間等環境も整っていることから、意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 300 万円 造成費 0 万円、建築費 700 万円
自己資金 1,000 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 3 年 11 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土 なし、コンクリート擁壁 なし（整地のみ）

【排水】 雨水：自然浸透、汚水：なし

【他法令許可】 法定外公共物使用許可（調整中）

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-6

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権設定

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： なし

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建1棟 145.74 m²、車庫平屋建1棟 65.99 m² 合計 211.73 m²

申請事由： 非農家自己住宅

説明：【理由】 申請人は実家で両親と3人で同居していますが、結婚に伴い家財道具が増え手狭になることから、実家の近くで農作業を補助しながら両親の面倒を見ることを考え、父が所有する近くの農地に分家住宅を計画したものです。

なお、本申請地について、報告第2号でも説明しますが、昭和55年に譲渡人の父が店舗用地として転用許可を受けていた土地です。造成は行われましたが事業は実行されず、取消願が提出されています。

【資金】 土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 2,300万円
自己資金 0万円、借入金 2,300万円

【期間】 令和3年10月1日～令和4年9月30日

【造成】 本申請に伴う新たな造成はなし

【排水】 雨水：溜枡を設置し西側水路へ放流、汚水：公共下水道へ接続

【他法令許可】 -

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第3号-7

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権設定

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： [REDACTED]

地区内道路水路等 合計 16,020.06 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他業務用地

施設の概要： 農地造成を目的とした建設残土処分

申請事由： 建設残土処分

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和54年に設立、土木工事業を主に営む法人です。

[REDACTED]を中心に事業を行っており、現在は自社の残土処分場を保有していません。取扱い土量の増加と経費節減のため残土処分ができる土地を探していたところ、法面が多く農地管理に苦慮し、一部農地では山林化しているため、農地利用の効率化を図りたいと譲受人に相談したことで、話が進み、申請に至ったものです。

なお、盛土量などから事業用地として十分な規模であり、かつ期間内に工事完了が可能と判断しております。

また、譲渡人は高齢ですが、実際は息子さんが主に農業経営を行っています。造成後は果樹や野菜の栽培を計画しています。

【資金】 土地代 0万円 造成費 1,138万円、建築費 0万円
自己資金 1,138万円、借入金万円

【期間】 令和3年10月1日～令和6年9月30日

【造成】 建設残土による盛土 H=21.0m（最大）、切土 H=5.0m（最大）
切土量 8,555 m³、盛土量 144,626 m³
差引盛土搬入土量 136,071 m³

【排水】 雨水：調整池溜枡を設置し北側水路へ放流、汚水：なし

【他法令許可】 みどり条例（協議中）、法定外公共物（機能交換）（協議中）

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第3号-8

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： -

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 現在、住宅敷地と申請地との境界には石積みが設置されていますが、本石積みは老朽化により崩れる恐れがあります。そこで、石積みが崩れ被害を及ぼさないように、コンクリート構造物を設置しようとするものです。

【資金】 土地代 1万円 造成費 30万円、建築費 0万円
自己資金 31万円、借入金 2,200万円

【期間】 令和3年10月1日～令和3年12月28日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.25m、コンクリート擁壁 H=0.70～1.35m

【排水】 雨水：自然浸透及び溜枡を設置し北側水路へ放流、汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、8件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明します。今月は1件です。

議案第4号-1

地図・図面：

申請地：

地種： 第2種農地

併用地： 2.80㎡（水路用地通行部分）

申請者：

用途： 一般個人住宅

施設の概要： 住宅2階建1棟76.22㎡、車庫平屋建1棟19.20㎡

申請事由： 工期延長

説明：【理由】 申請者は、に主たる事務所を置き、昭和52年に設立。土木工事及び建築工事の設計、施工を主に行う法人です。

平成29年10月17日に分譲住宅を目的で許可を受け、当初は、東にある351㎡と併せて2区画でしたが、今回の申請地が売れ残っている状態です。

今回、当初計画の期間が過ぎていることが分かり、今後いっそう営業努力を行い、期間内の完了を目指すものとし、期間の変更申請に至ったものです。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

【資金】 建築費1,250万円

【期間】 平成29年11月1日から令和4年10月31日まで

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません

【排水】 雨水：溜枡を設置し東側水路へ放流

汚水：合併浄化槽の設置

【他法令許可】 -

【水利】【隣接同意】

工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について事務局より説明を願います。

事務局

現況証明について、説明します。今月は1件です。

現況証明、いわゆる非農地証明とは、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法の適用を受けない旨の証明を行うに当たり必要な事項を定めることにより、農地法の統制規定と不動産登記法による地目認定との相互の運用の円滑化を図ることを目的としたものです。

案件としてよくあるものが、耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃（かいはい）し、周囲の山林と一体化し農地としての復旧が困難になった農地や、今回のように耕作の事業を行う者がその農地を自らの耕作の事業に供するために必要な農業用施設（農道水路等）の用に供する場合があります。

しかし、農用地区域内にある農用地や小作地、また土地の所有者によらない申請などでは認められません。

議案第5号-1

地図・写真：

申請地：

現況地目： 道路

利用状況： 農道（耕作道路）

申請人：

申請理由： 申出地は、申出人の亡き母の名義であった20年以上前から西側の
への管理道路であり、今も使用しています。耕作の事業を行う者がその農地を自らの耕作の事業に供するために必要な農業用施設（農道水路等）の用に供する場合は、非農地証明を行うことができる。とありますので、非農地証明をしたとしても問題はないと思われま

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第5号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。第6号案件について、説明します。

P.11をご覧ください。先に権利種別：所有権移転について説明します。

この案件は、[redacted]の構成員である[redacted]が譲渡人から農地を買い受け、香川県農地機構を通じて[redacted]へ貸し付けるものです。所有権移転後[redacted]へ貸し付けることから、例外的に基盤強化法第 19 条による所有権移転の申請となっています。

所在： [redacted]

譲渡人： [redacted]

借受人： [redacted]

売買価格： 1,200,000 円

続きまして P.13～P.14 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 3 件 合計 6,308 m²

内訳

新規契約： 0 件 0 m²

更新契約： 1～3 番 3 件 6,308 m²

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第 6 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号についてです。なお、案件第 3 号に藤滝委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願ひします。

事務局

はい。第 3 号案件について、説明します。

P.16 をご覧ください。

議案第 7 号-3

所在： [redacted]

利用権： 賃貸借権

貸付人： [redacted]

借受人： [redacted]

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 152,203 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間 10 a 当り 14,000 円

期間： R3.9.1～R9.8.31 (6 年間)

以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第3号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第7号の、案件第3号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。藤滝委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.15～P.24をご覧ください。

契約件数： 16件 合計 46,512 m²

新規契約： 1番～2番、4番～6番、8番～15番 13件 40,670 m²

更新契約： 7番、16番～17番 3件 5,842 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、1番～2番を [] へ、4番を [] へ、5番を [] へ、6番を [] へ、7番を [] へ、8番を [] へ、9番～15番を [] へ、16番～17番を [] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号について事務局より説明を願ひます。

事務局


それでは、議案第8号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。

議案に入る前に、概要について説明致します。現在、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用を図るため、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度が設けられています。町は、県が指定した農業振興地域を区域とした農業振興地域整備計画を定めることとされており、計画には、農用地等として利用すべき土地の区域が定められています。この農用地等として利用すべき土地の区域のことを農用地区域と呼び、農用地区域内の農地は、原則として宅地や雑種地

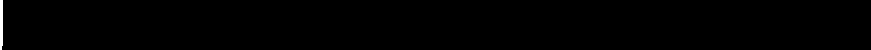
などへの転用ができない農地となっています。ただし、法律で定められた許可要件を満たすことで、農用地区域から除外することができる場合があり、このような農用地区域からの除外等を農用地利用計画の変更と呼びます。


今月は、除外案件が 10 件です。

議案第 8 号－1（除外）

地図・図面： 


申出区分： 農用地からの除外

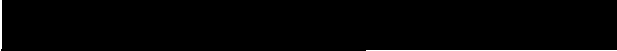
申請地： 

併用地： 

除外前用途： 農地

除外後用途： 分譲住宅

変更前の土地所有者： 


変更後の土地所有者： 

農地区分： 2 種農地

説明：

- 【施設の概要】 分譲住宅 13 区画 1 区画平均 203.80 m²
各区画に住宅 2 階建 1 棟 55.48 m² 合計 721.24 m²
- 【資金内訳】 土地代 3,400 万円、造成費 9,100 万円、建築費 3,000 万円
合計 15,500 万円
<内訳>自己資金 0 万円、借入金 15,500 万円

【変更を必要とする理由】


譲受人は  に主たる事務所を置き、平成 29 年に設立した不動産業を主に営む法人です。計画地の北側においても分譲販売を行っており、現在 17 区画中 12 区画が売買済の状況です。残りの区画についても頻繁に問い合わせがあり、半年程度での完売が見込まれるため、既存の分譲地を拡張する形で新たに分譲地を整備するものがあります。

【工事着工時期】 令和 4 年 1 月 【供用開始時期】 令和 5 年 1 月

【造成】 コンクリート構造物 H=0.4～1.0m、花崗土による盛土 H=0.1～0.3m

【排水】 雨水：最終柵で集水後、既設道路側溝を經由し、北条池へ放流
汚水：合併浄化槽にて処理後、既設道路側溝を經由し、北条池へ放流

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との  の連名による意見書が添えられています。
これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 8 号－2（除外）

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 分家住宅

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅2階建 1棟 64㎡

カーポート平屋建 1棟 42.94㎡ 合計 106.94㎡

【資金内訳】 土地代0万円、造成費150万円、建築費2000万円

合計2150万円 <内訳>自己資金0万円、借入金2150万円

【変更を必要とする理由】

申請人は借家で妻と7月に生まれた子ども1人の3人で同居しています。子どもの誕生に伴い家財道具が増え手狭になってきたことから、父が所有する農地に分家住宅を計画したものです。

【工事着工時期】 令和4年1月 【供用開始時期】 令和4年6月

【造成】 雨土のすき取り H=0.2m 花崗土による盛土 H=0.25m

【排水】 雨水：最終柵で集水後、東側水路へ放流

汚水：合併浄化槽で処理後、東側水路へ放流

【利用率】 敷地面積 409㎡、建築面積 106.94㎡ 26.14% (≧22%)

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第8号-3 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 宅地拡張

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 新築納屋平屋建 1棟 64.82 m²
既存住宅 2階建 2棟 169.98 m²
既存物置平屋建 3棟 12.25 m² 合計 247.05 m²

【資金内訳】 土地代 5万円、造成費 70万円、建築費 200万円
合計 275万円
<内訳>自己資金 275万円、借入金 0万円

【変更を必要とする理由】

譲受人の所有するトラクターや田植機等は、保管場が無いためビニールハウスの中あるいは暑さを避けるため樹木の下に移動し野ざらしで保管されています。そこで、保管場のない農機具を収納するとともに、収穫した米、野菜の保管場として利用できるよう、納屋の建築を計画したものです。

【工事着工時期】 令和3年12月 【供用開始時期】 令和4年4月

【造成】 コンクリート構造物 H=0.5m、花崗土による盛土 H=0.2m

【排水】 雨水：ため柵を設置し地先農業用水路に放流
汚水：なし

【利用率】 敷地面積 811.90 m²、建築面積 247.05 m² 30.42% (≧30%)

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第8号-4 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 貸工場

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 工場平屋建 1棟 1,744.83 m²

【資金内訳】 土地代 2,500万円、造成費 3,000万円、建築費 35,000万円
合計 40,500万円

<内訳>自己資金 40,500 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は、[]に主たる事務所を置き、昭和 24 年に設立した []の製造販売を行う法人であります。グループ会社である []の事業拡大に伴い工場移転の希望があり、自社工場の隣接地に貸工場を建設して賃貸するものです。本申請地へ移転することにより、土地、建物などを一貫してグループ会社が管理でき、経営、管理の合理化が図られるものとして計画したものです。

【工事着工時期】 令和 4 年 1 月 **【供用開始時期】** 令和 4 年 12 月

【造成】 コンクリート擁壁、花崗土による盛土

【排水】 雨水：ため桝を設置し隣接水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [] []の連名による意見書が添えられております。なおその際、工場からの排水についても適切に処理する旨説明した上で同意をいただいているとのことです。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 8 号-5 (除外)

地図・図面： []

申出区分： 農用地からの除外

申請地： []

除外前用途： 農地

除外後用途： 分家住宅

変更前の土地所有者： []

変更後の土地所有者： []

農地区分： 2 種農地

説明：

【施設の概要】 住宅平屋建 1 棟 113.65 m²

【資金内訳】 土地代 0 万円、造成費 300 万円、建築費 2600 万円

合計 2900 万円

<内訳>自己資金 0 万円、借入金 2900 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は借家で妻と子ども 3 人の 5 人で同居していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたことから、分家住宅を計画しました。申請地は、実家に近い将来親の面倒を見るのに都合がよく、また子どもの世話を願うするにも便利であるため選定したものです。

【工事着工時期】 令和 4 年 1 月 【供用開始時期】 令和 5 年 1 月

【造成】 コンクリート擁壁 H=0.75~0.79m、花崗土による盛土 H=0.44m

【排水】 雨水：ため柵を設置し町道内用水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置

【利用率】 敷地面積 400 m²、建築面積 113.65 m² 28.41% (≧22%)

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 8 号-6 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 駐車場

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2 種農地

説明：

【施設の概要】 住宅 2 階建 1 棟 110.77 m²

【資金内訳】 土地代 50 万円、造成費 100 万円、建築費 0 万円

合計 150 万円

<内訳> 自己資金 150 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は [REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 15 年に設立した自動車の販売修理や解体を行う法人であります。譲受人は本申請の併用地である [REDACTED] を従業員宿舎として購入しましたが、その土地では駐車スペースが不足するため、宿舎に隣接する申請地を駐車場として計画したものです。

【工事着工時期】 令和 3 年 12 月 【供用開始時期】 令和 4 年 3 月

【造成】 整地程度

【排水】 雨水：自然浸透及び自然流下

汚水：なし

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振

興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 8 号-7 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 露天駐車場

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2 種農地

説明：

【資金内訳】 土地代 700 万円、造成費 1000 万円、建築費 0 万円
合計 1700 万円

<内訳>自己資金 1700 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は [REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 7 年に設立した車両の販売業、修理業を主に営む法人です。取り扱う車両は中型車大型車が主であり、事業の拡大とともに現在の敷地では手狭になってきたため、修理待ち車両や修理完了車両を保管するための露天駐車場の整備を計画したものです。現在 1 日で 15 台程度修理検査を行っており、その車両を保管できる十分な規模を確保できる場所を検討した結果、本申請地が選定され申請に至ったものです。

【工事着工時期】 令和 4 年 1 月 【供用開始時期】 令和 5 年 1 月

【造成】 コンクリートブロック H=0.75m、花崗土による盛土 H=0.5~0.7m

【排水】 雨水：排水桝を設置し既設落として北側、西側、南側用水路に放流
汚水：なし

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 8 号-8 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 進入路

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【資金内訳】 土地代 3.5 万円、造成費 50 万円、建築費 0 万円

合計 53.5 万円

<内訳>自己資金 53.5 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は [REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 26 年に設立したペット産業等を営む法人です。同法人は [REDACTED] にてドッグラン及び天文機器の設置を計画していますが、北側道路からの進入路がないため、進入路を確保する計画が必要となりました。道路からの距離等を考慮した結果、本申請地が選定され、今回の申請に至りました。

【工事着工時期】 令和 4 年 1 月 【供用開始時期】 令和 4 年 8 月

【造成】 碎石にて整地

【排水】 雨水：自然浸透及び地先水路へ放流

汚水：なし

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 8 号-9 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 資材置場

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 事務所平屋建 1 棟 28 m²

整備工場平屋建 1 棟 189.80 m²

物置平屋建 1 棟 5 m²

合計 222.80 m²

【資金内訳】 土地代 0 万円、造成費 100 万円、建築費 0 万円

合計 100 万円

<内訳>自己資金 100 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は自動車販売業、修理業を営んでいますが、車両保管場所が不足しており、保管車両が多い場合には周辺道路などに一時的に置くことがあります。このような状況を改善し、周囲の交通や環境へ影響を与えないために、新たな車両保管場所を計画したものです。現在の工場や車両置場に隣接しており、効率的な管理もできることから申請地が選定され、本申請に至りました。

【工事着工時期】 令和 3 年 12 月 【供用開始時期】 令和 4 年 3 月

【造成】 セメント安定処理による土砂流出の防止

【排水】 雨水：ため柵を設置し西側水路に放流

汚水：なし

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 8 号 - 10 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 資材置場

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2 種農地

説明：

【資金内訳】 土地代 70 万円、造成費 200 万円、建築費 0 万円

合計 270 万円

<内訳>自己資金 270 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は [REDACTED] に主たる事務所を置き、昭和 59 年に設立した建設業及び運送業を営む法人です。 [REDACTED] でも土砂採取・農地整備・各主建設業務等を受注しており、各現場にて発生する樹木や花崗土、建設残土は [REDACTED] の本社へ搬送している状況です。

さらに集積物の内樹木に関しては、その後[]の木材加工会社へ運送することから、業務効率が非常に悪くなっております。既存の資材置場の面積も不十分であることも考慮し、本社及び加工会社への交通の便が良く、効率的に資材の集積を行うことができる本申請地に資材置場の整備を計画したものです。

【工事着工時期】 令和4年1月 【供用開始時期】 令和4年5月

【造成】 切土 最大H=5.4m

【排水】 雨水：自然浸透

汚水：なし

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との[]の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第8号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第9号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第9号農業経営改善計画の認定について説明します。今月は、更新2件と新規3件の申請がありました。

議案第9号-1（更新）

予定認定番号： 18-1-再3号

申請者： []

住所： []

生（設立）年月日： []

作目・部門名：（R8目標） 水稻、小麦

農業経営等に関する目標：（R8目標）

水稻	260.0 a	11,700 kg	（ 450 kg/10 a）
水稻（採種）	220.0 a	9,900 kg	（ 450 kg/10 a）
小麦	520.0 a	20,800 kg	（ 400 kg/10 a）
小麦（採種）	120.0 a	5,040 kg	（ 420 kg/10 a）

目標所得： 370万円

年間労働時間： 1,000時間

予定認定日： 令和3年8月20日

予定認定期間： 令和3年8月30日～令和8年8月29日

説明： 今後は、排水状況の良くない圃場の改善に取り組み収量の向上を目指すとともに、高齢化問題に対して構成員の後継者に働きかけ加入者の確保、育成を図っていくとこのことで

議案第9号-2 (更新)

予定認定番号： 23-1-再2号

申請者： ██████████

住所： ████████████████████

生(設立)年月日： ██████████

作目・部門名：(R8目標) 苺

農業経営等に関する目標：(R8目標)

苺 27.0 a 14,000 kg (5,185 kg/10 a)

目標所得： 620万円

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和3年8月20日

予定認定期間： 令和3年9月27日～令和8年9月26日

説明： 今後は、高齢になる父母のイチゴハウス経営を引き継ぎ、規模拡大を図っていくとこのことです。

議案第9号-3 (新規)

予定認定番号： R3-1号

申請者： ██████████

住所： ████████████████████

生(設立)年月日： ██████████

作目・部門名：(R8目標) 水稻、苺

農業経営等に関する目標：(R8目標)

水稻 100.0 a 4,200 kg (420 kg/10 a)

苺 30.0 a 13,500 kg (4,500 kg/10 a)

目標所得： 370万円

年間労働時間： 2,000時間

予定認定日： 令和3年8月20日

予定認定期間： 令和3年9月1日～令和8年8月31日

説明： 今後は、病害虫対策を徹底するとともに、本圃及び育苗ハウスを拡大し収量の増加を図っていくことで、経営改善計画の目標達成を目指します。

議案第9号-4 (新規)

予定認定番号： R3-2号

申請者： ██████████

住所： ████████████████████

生(設立)年月日： ██████████

作目・部門名：(R8目標) 水稻、苺

農業経営等に関する目標：(R8目標)

水稲 29.0 a 1,050 kg (362 kg/10 a)
 苺 12.0 a 6,000 kg (5,000 kg/10 a)

目標所得： 370 万円

年間労働時間： 2,000 時間

予定認定日： 令和 3 年 8 月 20 日

予定認定期間： 令和 3 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日

説明： 今後は、育苗ハウスの排水性改善に取り組み病気の発生の予防に努めるとともに、高齢となってきた母に代わる人材の確保し、技術の習得を図っていくことで、経営改善計画の目標達成を目指します。

議案第 9 号-5 (新規)

予定認定番号： R3-3 号

申請者：

住所：

生(設立)年月日：

作目・部門名：(R8 目標) 露地野菜

農業経営等に関する目標：(R8 目標)

ブロッコリー	200.0 a	23,000 kg	(1,150 kg/10 a)
ナバナ	150.0 a	6,000 kg	(400 kg/10 a)
スイートコーン	100.0 a	10,000 kg	(1,000 kg/10 a)
ハウレンソウ(露地)	80.0 a	11,000 kg	(1,375 kg/10 a)
ハウレンソウ(ハウス)	20.0 a	4,000 kg	(2,000 kg/10 a)
オクラ	15.0 a	5,000 kg	(3,333 kg/10 a)
ナス	5.0 a	3,500 kg	(7,000 kg/10 a)
サニーレタス	30.0 a	4,000 kg	(1,333 kg/10 a)
小松菜	10.0 a	2,000 kg	(2,000 kg/10 a)

目標所得： 370 万円

年間労働時間： 2,000 時間

予定認定日： 令和 3 年 8 月 20 日

予定認定期間： 令和 3 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日

説明： 今後は、葉物野菜専用のハウスを取得し、品質の安定化及び収量の増加を図るとともに、老朽化している納屋を修繕し有効活用できるスペースを確保することで作業の効率化を図ることで、経営改善計画の目標達成を目指します。

以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

議案第 9 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願ひます。

事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は5件です。

報告1-1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和3年7月20日

説明：売買による残存小作権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和3年7月31日

説明：基盤整備による仮番地附番のための契約の結び直しによる利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和3年7月31日

説明：基盤整備による仮番地附番のための契約の結び直しによる利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-4

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和3年7月31日

説明：基盤整備による仮番地附番のための契約の結び直しによる利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-5

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和3年7月31日

説明：耕基盤整備による仮番地附番のための契約の結び直しによる利用権の解約で、離作補償はありません。

以上5件です。よろしくお願ひします。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第2号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第4条許可処分取消について、説明します。今月は1件です。

報告第2号-1

地図・図面：

申請地：

申請人：

(当時の申請人は父で今回の申請人は相続人)

形態： 転用

用途： 店舗等施設

施設面積： 店舗兼事務所平屋建 1棟 120.00㎡、車庫平屋建 1棟 20㎡

申請理由： 昭和55年4月25日付で許可となった転用計画の変更に伴う農地法第4条許可処分の取消申請です。変更後の計画は、議案第3号案件第6号のとおり、非農家の自己住宅です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

報告第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第9号議案のうち、第7号議案の案件第3号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第5回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 11 時 15 分

閉会